

ぎふけんりつとくべつしえんがっこう じどうせいとおよ ほごしゃ みなさま  
岐阜県立特別支援学校の児童生徒及び保護者の皆様へ

けんきょういくいんかい では、れいわがねんど きょうしつ あいしーていーかんきょう せいび むせん  
県教育委員会では、令和元年度に、教室のICT環境の整備(プロジェクター、無線  
らん など おこな れいわ ねんど けんりつとくべつしえんがっこう じどう せいと がくしゅうよう  
LAN等)を行い、令和2年度に、県立特別支援学校において、児童・生徒に学習用の  
タブレット端末を導入しました。

これらのICT環境は、れいわじだい がっこう しんがくしゅうじどう  
これらのICT環境は、令和時代の学校のスタンダードとして、また、新学習指導  
ようりょう こべつさいてきか あたら まな きふけん きょういく つう  
要領における個別最適化した新しい学びと岐阜県におけるふるさと教育を通じた  
たんきゅう まな たっせい しゅだん かつよう たんまつ  
探究的な学びを達成するための手段として、活用します。このタブレット端末のご利用に  
際は、ふんしつ こしょう き たいせつ あつか  
際は、紛失や故障に気をつけて、大切に扱ってください。

りょうしゃ こいまた かしつ みと つうじょう しょう こしょう ばあい  
なお、利用者の「故意又は過失」が認められず、通常の使用にて故障した場合につい  
けんび しゅうり りょうしゃ こい かしつ はっせい こしょう せいじょう  
では、県費にて修理いたしますが、利用者の「故意や過失」で発生した故障により、正常  
りょう ばあい がくしゅうしゃよう たいよきてい りょうしゃ  
に利用できなくなった場合については、「学習者用タブレット貸与規程」により、利用者  
ほごしゃ しゅうりひよう ふたん  
(保護者)に修理費用をご負担いただくこととなります。

ほごしゃ みなさま こんご けんりつとくべつしえんがっこう きょういくかつどう りかい  
保護者の皆様におかれましては、今後とも県立特別支援学校の教育活動にご理解・ご  
きょうりよくたまわ ねが もう あ  
協力賜りますようお願い申し上げます。

令和5年4月  
岐阜県教育委員会